

佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する公示

佐賀労働局一般公示第30号

令和7年8月26日佐賀地方最低賃金審議会から佐賀県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その趣旨を下記のとおり公示する。

なお、佐賀県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項第12条の規定に基づき令和7年9月10日までに佐賀労働局長あて（佐賀市駅前中央三丁目3番20号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年8月26日

佐賀労働局長 城 寿克

記

佐賀県最低賃金の改正決定に係る佐賀地方最低賃金審議会の意見の要旨

佐賀県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間 1,030円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年11月21日